


開催・平成30年 2月16日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める厚生労働省令（基準省令）の一部改正に基づき、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①指定介護予防支援の提供の開始に際し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう利用者又はその家族に求める旨の規定を追加する。</p> <p>②介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない旨の規定を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定介護予防支援等の事業の適正化に資することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月 基準省令の一部改正 公布 平成30年2月 文書課において審査済み 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成30年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。